

## 川西町パートナーシップ宣誓制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川西町人権及び多様性を尊重する共生のまちづくり条例（令和6年川西町条例第22号）第2条の基本理念に基づき、すべての町民が人権及び多様性を尊重し、個性をいかして自分らしく生き、幸せの実現を目指して暮らすことができるよう、川西町が実施するパートナーシップ宣誓制度に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみでない者又は性自認（ジェンダーアイデンティティ・自己が認識している性別をいう。）が戸籍上の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いをその人生のパートナーとして、日常の生活において協力し合うことを約した一方又は双方が性的マイノリティである二者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、町長に対し、双方が互いにパートナーであることを誓うことをいう。

### (宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、宣誓をする日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
  - ア 双方が町内に住所を有していること。
  - イ 一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に町内への転入を予定していること。
  - ウ 双方が3か月以内に町内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあ

る者で同居している者を含む。) がないこと及び共に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。

(4) 宣誓をしようとする者同士が、民法第734条及び第735条の規定により婚姻することができないこととされている者でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)及びパートナーシップの宣誓に関する確認書(様式第2号。以下「確認書」という。)に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類(宣誓をする日前3か月以内に発行されたものに限る。)を添付し、持参の上、町長に提出するものとする。

(1) 世帯全員の住民票の写し(3か月以内に発行され、続柄を記載したものに限る。

(町内に転入を予定している者にあつては、その転入の予定の事実を確認することができる書類)

(2) 独身証明書又は戸籍全部事項証明書(3か月以内に発行されたものに限る。)

(外国人にあつては、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書。この場合においては、当該文書の日本語訳を添付すること。)

2 前項の規定にかかわらず、宣誓をしようとする者(以下この項において「当事者」という。)の一方又は双方が宣誓書及び確認書に自署することができないときは、当該宣誓書及び確認書は、町職員及び当事者双方の立会いの下で当該当事者以外の者に代筆させることができる。

(本人確認)

第5条 町長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の提示をすることができない場合における本人であることの確認は、町長が適当と認める書類の提示を求めることにより確認を行うことができる。

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、町長が特に理由があると認めるときは、宣誓において、戸籍上の氏名（外国籍を有する場合には、これに準ずるもの）との併記により、社会生活上通用している氏名（以下「通称名」という。）を使用することができるものとする。

(証明書及び証明カードの交付)

第7条 町長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号に掲げる要件のすべてを満たしていると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓証明書（様式第3号。以下「証明書」という。）及びパートナーシップ宣誓証明カード（様式第4号。以下「証明カード」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の自治体においてパートナーシップ宣誓証明書等の交付を受けている者が転入し、川西町パートナーシップ宣誓制度による証明を受けようとする場合において、その双方が来庁し、それぞれ自署したパートナーシップ継続申告書（様式第7号）及び町長が別に定める書類を提出したときは、町長は、証明書及び証明カードを交付することができるものとする。この場合において、町長は、当該転入者が第3条の要件を満たすことを確認しなければならない。

(証明書及び証明カードの再交付)

第8条 証明書及び証明カードの交付を受けた者は、当該証明書又は証明カードを紛失し、汚損し、若しくは破損したとき又は住所、氏名等に変更があったときは、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第5号）により町長に証明書又は証明カードの再交付を申請することができる。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、証明書及び証明カードを再交付するものとする。

(証明書及び証明カードの返還)

第9条 宣誓をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書等返還届（様式第6号）に第7条又は前条の規定により交付を受けた証明書及び証明カードを添えて町長に返還しなければならない。ただし、紛失その他の事由により証明書及び証明カードの返還が困難であるときは、その旨を町長に申し出なければならない。

- (1) パートナーシップの関係が解消されたとき。
- (2) 一方又は双方が死亡したとき。
- (3) 一方又は双方が第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。(転勤その他のやむを得ない事情により一時的に転出する場合を除く。)
- (4) 宣誓書を提出した時点において第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

2 前項の規定により証明書及び証明カードを返還するときは、第5条各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(パートナーシップ宣誓の無効及び取消し)

第10条 虚偽その他の不正な方法によりなされた宣誓は、無効とする。

2 証明書又は証明カードを不正に使用し、又は偽造し、若しくは変造したときは、当該証明書及び証明カードに係る宣誓は、取り消されたものとみなす。

3 前2項に該当することが判明したときは、町長は、第7条及び第8条の規定により交付した証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。

(遵守事項)

第11条 職員は、性自認(ジェンダーアイデンティティ)又は性的指向の公表に関して、本人に対し強制又は禁止をしてはならない。

2 職員は、本人の同意なくして性自認(ジェンダーアイデンティティ)又は性的指向を公表してはならない。

(周知等)

第12条 町長は、宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、町民及び事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

(地方公共団体間での連携)

第13条 町は、パートナーシップ宣誓制度の実施にあたり、必要に応じ、他の地方公共団体と連携してこれを行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、宣誓の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。